

令和7年度(下半期)

吉備中央町育英資金〈奨学金〉奨学生募集

1. 対象者 吉備中央町に在住し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な高校生、大学生等
2. 対象学校 高等学校等・・・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校の高等部
その他の学校・・・学校教育法に規定する大学(大学院を除く)、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等専修学校及び専門学校)
3. 選考基準 世帯全員の所得から算出した年間収入額が、吉備中央町教育委員会が定める収入基準額以下であること。

4. 貸付額(無利子貸付)

新規奨学生は10月に第1回目の貸付を行います。以降、偶数月(12, 2, 4, 6, 8, 10月)に2か月分を奨学生の銀行口座に振り込みます。支払日は25日[土日祝の場合は前(々)日]です。

対 象	貸 付 額 (9月貸付開始の場合)
高等学校等 (3年間貸付の場合の総額)	奨学金(学費) 月額20,000円 (年額240,000円×2.5年間＝ 600,000円)
高等学校等(通学費あり) (3年間貸付の場合の総額)	奨学金(学費) 月額20,000円 (通学費) 月額15,000円 計35,000円 (年額420,000円×2.5年間＝1,050,000円)
その他の学校 (2年間貸付の場合の総額)	奨学金(学費) 月額30,000円 (年額360,000円×1.5年間＝ 540,000円)
(3年間貸付の場合の総額)	(年額360,000円×2.5年間＝ 900,000円)
(4年間貸付の場合の総額)	(年額360,000円×3.5年間＝1,260,000円)
(5年間貸付の場合の総額)	(年額360,000円×4.5年間＝1,620,000円)

* 貸付期間は、正規の最短修業年限です。留年、休学中は貸付されません。

5. 申請方法

(1) 申請先 吉備中央町教育委員会事務局 教育総務班

(2) 申請期限 令和7年9月1日(金)～9月19日(金)〈必着〉

(3) 提出書類

- ①奨学金貸付申請書
- ②出身学校長または在 schools 長が証明した成績証明書
- ③在学証明書
- ④世帯全員の住民票
- ⑤世帯全員の所得証明書
- ⑥公共交通機関が発行する定期券等のコピー(高等学校等の通学費貸付の場合のみ)

(4)申請方法 教育委員会事務局に持参、または、郵送

(5)備考

- ①申請には2人以上の連帯保証人が必要です。連帯保証人は親権者等を除く方で、原則として吉備中央町に住所を有し、連帯保証人それぞれが別の世帯の方としてください。やむを得ず町外在住者となる場合は、連帯保証人の所得証明書を添付してください。
- ②貸付が決定した方には9月末～10月上旬に奨学金貸付決定通知書をお送りします。通知を受けた日から15日以内に本人、親権者等、連帯保証人が連署した誓約書と親権者等、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。

6. 償還について 貸付終了時に次の書類を提出していただきます。

(1)提出先 吉備中央町教育委員会事務局 教育総務班

(2)提出書類

- ①本人、親権者等、連帯保証人が連署した奨学金借用証書
- ②親権者等、連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③卒業証明書

(3)申請方法 教育委員会事務局に持参、または、郵送

(4)備考

- ①半年賦の場合は、3、9月に納付書をお送りしますので、記載されている取扱機関において納付してください。納期限は月末です。月賦、年賦、一括償還、繰上償還もできます。
- ②高等学校以上の学校へ進学されるとき、災害、疾病等やむを得ない理由があるときは償還を猶予される制度があります。
- ③貸付期間終了後6か月を経過した後、次の期間内に償還していただきます。

対 象	償還期間
高等学校等	7年以内
その他の学校	9年以内

下半期返済例(半年賦)

対 象	貸付期間	貸付総額	償還回数	1回目	2回目以降
高等学校等	3年	600,000円	14回	54,000円	42,000円
高等学校等(通学費あり)	3年	1,050,000円	14回	75,000円	1回目と同額
その他の学校	2年	540,000円	18回	30,000円	1回目と同額
その他の学校	3年	900,000円	18回	50,000円	1回目と同額
その他の学校	4年	1,260,000円	18回	70,000円	1回目と同額
その他の学校	5年	1,620,000円	18回	90,000円	1回目と同額

7. 償還免除制度

- 1) 償還期間中、町税等の滞納がなく、町内に住所を有し、且つ、居住している場合は償還が一部免除されます。この制度は平成28年10月から施行されています。ただし、高等学校等で貸付けた通学費は免除対象外です。
- 2) 奨学生ご本人が死亡または重度心身障害のため、償還不能と認められた場合は、奨学金の全部または一部の償還を免除される制度があります。

8. その他

この育英資金は皆様からのご寄附によって運営しています。教育委員会事務局、賀陽庁舎 会計管理室、加茂川庁舎 加茂川総合事務所、各支所・出張所、総合福祉センターで随時、ご寄附を受け付けています。

【問い合わせ先】

〒716-1241

岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860-6

吉備中央町教育委員会事務局 教育総務班

TEL 0866-56-9191

FAX 0866-56-9393